

納付手段の多様化とキャッシュレス納付のメリット

場所	納付手段	概要
自宅 ・ 事業所	ダイレクト納付	e-Taxを利用した口座振替
	振替納税（個人のみ）	1度登録すると毎回 銀行口座から指定された期日に納付
	インターネット バンキング等	金融機関のサービスを利用した オンライン納付
	クレジットカード納付	専用サイトを利用したオンライン納付
	NEW スマホアプリ納付	
コンビニ	コンビニ納付	 <p>国税の納付 手続の利用案内 はこちら↓</p>  <p>スマホアプリ 納付の利用案内 はこちら↓</p> 
金融機関	窓口納付	
税務署	窓口納付	

キャッシュレス納付
メリット

オフィスや自宅から
スマホやPCで
納付できます！

窓口で
待たなくてもいい！

スマホやPCで申告から
納税まで
一度でできます！

即時又は納付日を
指定して納付が
できます！

電子納税証明書 (PDF) のe-Tax申請

電子納税証明書 (PDF) の**請求**から**受取**まで新たに**スマホ**でも可能に！

💡電子納税証明書(PDF)のメリット！

- ✔ **メリット01** 税務署窓口に行く必要がなく、**請求から受取まで非対面**でできます！
- ✔ **メリット02** **手数料がオトク!** (1税目1年度あたり370円)
※書面での請求の場合は、1税目1年度1枚あたり400円
- ✔ **メリット03** 期限内であれば、書面として**何枚でも**印刷してお使いいただけます！
※コンビニエンスストアの印刷サービスを利用する場合には、別途手数料がかかります。
- ✔ **メリット04** 期限内であれば、ダウンロードした電子データは**何度でも**お使いいただけます！



期限内であれば
何枚でも
何度でも
利用可能！！

.....簡単な3ステップ 請求から受取までの流れ.....

1 自宅やオフィスで請求

e-Taxホームページからログイン
「納税証明書の交付請求(電子交付用)」
を選択

iPhoneの方はこちらからログイン



<https://www.e-tax.nta.go.jp/sp/index2.html>

Androidの方はこちらからログイン



<https://www.e-tax.nta.go.jp/sp/index3.html>

2 電子申請

納税証明書の請求データを作成
マイナンバーカードを読み込んで
電子署名を付与

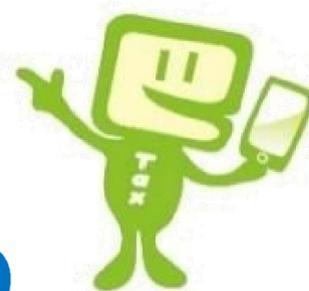
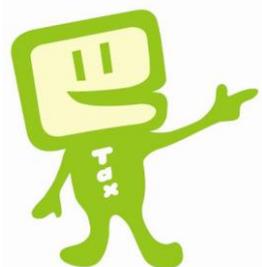
3 電子発行・受取

メッセージボックスに手数料の案内が
格納されます。インターネットバンキング
で手数料納付後、納税証明書データ
をダウンロードできるようになります

 **詳しい手続き
はこちら↓**



※ご利用にはマイナンバーカードが必要です。



紙で申告した方も e-Taxで所得税申告書等の PDFファイルを取得できます！

メリット1

お手持ちのパソコンやスマートフォンで申請から取得までできます！

メリット2

紙で申告した方もPDFファイルで取得できます！

メリット3

取得したPDFファイルのダウンロード・印刷も可能です！

メリット4

手数料はかかりません！



詳細は
こちら↓



※ご利用にはマイナンバーカードが必要です。

年末調整手続の電子化

年末調整関係書類のチェック事務が削減

控除
証明書
(はがき)

令和4年分 給与所得者の保険



従業員

どこに記入すれば
いいんだっけ？
計算方法は、、、

電子化すると...



正しく記入されているか
チェックしないと、、、

勤務先
(給与担当者)

控除
証明書
(データ)



従業員

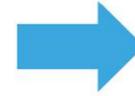
自動転記だから簡単！
控除額の計算も不要！



年末調整がよくわかる
ページはこちら⇒



インポート



勤務先
(給与担当者)

自動入力・自動計算
だからチェック事務が
削減！

年末調整手続がペーパーレス化

従業員



テレワークなどの場合、
郵送や出社が必要

勤務先
(給与担当者)



書類を7年間保管できる
スペースが必要

電子化すると...



従業員

入社しなくても簡単に提出！

データ
提出



勤務先
(給与担当者)



データ保管だから
省スペース！

- これまでの経験から
- 財政の現状
- **税務行政の現状**
 - 1 確定申告等と税務手続の電子化
 - 2 インボイス制度（令和5年10月～）
- 税務行政のDX（デジタル・トランスフォーメーション）
- 酒類行政の振興

適格請求書等保存方式の概要

令和5年10月1日以降は、区分記載請求書等の保存に代えて、「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

インボイス特設サイト
はこちら▼



適格請求書等保存方式

⇒ いわゆる **「インボイス制度」**

【適格請求書とは】

適格請求書とは、「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類をいいます。

【適格請求書発行事業者登録制度】

- 適格請求書を交付できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。
- 適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、登録を受け、**登録番号を受け取る必要**があります。
なお、課税事業者でなければ登録を受けることはできません。



基準期間の課税売上高が1,000万円以下の事業者は、原則として消費税の納税義務が免除されますが、適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、登録を取り消さない限り消費税の納税義務が免除されません。

e-Taxによる事業者登録申請手続

「データ」で受け取ると「書面」に比べてこんなに便利！！

登録申請書をe-Taxで作成する際に「登録通知書の電子通知」に同意すると登録通知をデータで受け取れます。

申請者にとって…

➤ 登録通知が早く受け取れる！

税務署における登録とほぼ同時に受け取れます。

➤ 紛失リスクがない！

登録通知は、通知書等一覧内に保管されるため書面のように紛失リスクがありません(1,900日間保存)。

➤ 取引先への連絡が便利！

メールに登録通知のデータを添付して取引先に連絡することもできます。

関与税理士にとって…

➤ 税理士にもお知らせが届く！

事前にメールアドレスを登録しておけば、関与先の登録通知があったことをメールで関与税理士にもお知らせします。



取引先にとって…

➤ 書面保存が不要！

登録通知を電子データで受領することで書面保管が不要です。

➤ 真正性の確認が可能！

登録通知の電子データに税務署による認証を付しているため、e-Taxソフト又はe-Taxソフト（WEB版）を利用すれば、税務署が作成した改ざんのないデータであることが確認できます。

インボイスと免税事業者の取引

【事業者間（BtoB）取引】

免税事業者⇒簡易課税の事業者

インボイス不要

簡易課税の事業者（課税売上高5000万円以下）は、インボイスの保存がなくとも控除が可能

課税事業者の4割弱は簡易課税事業者

免税事業者⇒本則課税の事業者

経過措置により、免税事業者からの仕入れについても、制度移行後、

- ・ 当初の3年間は**8割**、
 - ・ その後の3年間は**5割**
- は仕入税額控除が可能。

【対消費者（BtoC）取引】

インボイス不要

消費者との取引はインボイスの交付が不要
→ インボイス制度移行の**影響を受けない**取引

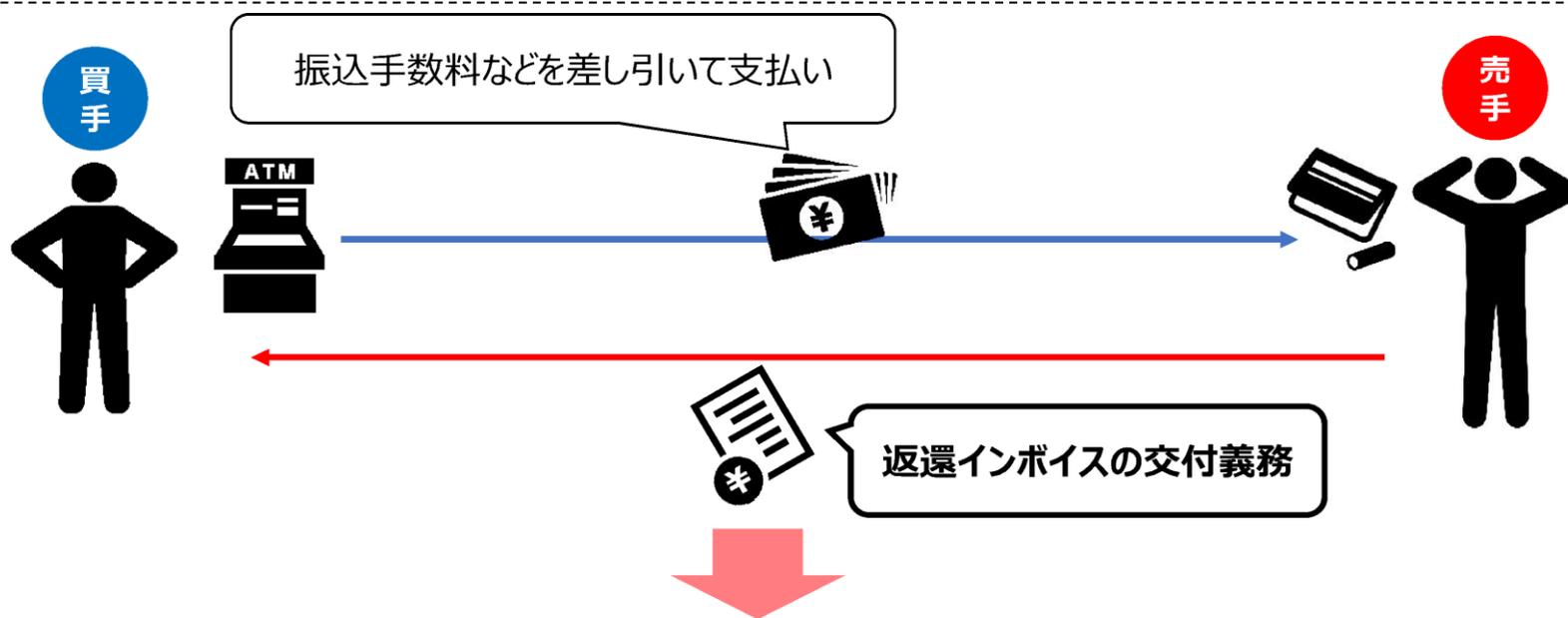
売上高1千万円以下の事業者が行う取引のうち
約6割が消費者との取引

少額な返還インボイスの交付義務の見直し（案）

- インボイス制度への移行に伴い、インボイスの交付義務とともに、**値引き等を行った際にも売手と買手の税率と税額の一致を図るために、値引き等の金額や消費税額等を記載した返品伝票といった書類（返還インボイス）の交付義務が課される**こととなる。
- この点については、例えば決済の際に、買手側の都合で差し引かれた**振込手数料相当額**やその他の経費を、売手が「**売上値引き**」として**処理**する場合に新たな事務負担になる、との懸念が聞かれるところ。
※ 下請法においては取引発注前に当該手数料を下請事業者が負担する旨の書面での合意がある場合にのみ、親事業者が負担した実費の範囲内で当該手数料を差し引いて下請代金を支払うことが認められることに留意が必要。

【見直し案】

- 上記を踏まえ、事業者の実務に配慮して事務負担を軽減する観点から、**少額な値引き等（1万円未満）**については、**返還インボイスの交付**を不要とする。



見直し案：値引き等が少額（1万円未満）である場合、返還インボイスの交付を不要とする

一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置（案）

- 軽減税率制度の実施により、少額な取引であっても正確な適用税率の判定のために領収書等の証票が必要となることから、こうした取引についてもインボイスの保存が必要となる。
- この点について、インボイス制度への円滑な移行とその定着を図る観点から、**中小事業者を含めた一定規模以下の事業者の実務に配慮し、柔軟に対応**できるよう**事務負担の軽減措置を講ずることとする。**

【見直し案】

- 基準期間（前々年・前々事業年度）における課税売上高が**1億円以下である事業者**については、インボイス制度の施行から**6年間**、**1万円未満**の課税仕入れについて、**インボイスの保存がなくとも帳簿のみで仕入税額控除を可能**とする。
- ※ なお、基準期間における課税売上高が1億円超であったとしても、前年又は前事業年度開始の日以後6か月の期間の課税売上高が5,000万円以下である場合は、特例の対象とする。



〔対象となる事業者の範囲〕

全事業者の90.7%が対象となりうる（約815万者のうち約740万者）。

また、**現状の課税事業者のみ**を対象としても、**76.1%**が対象となる（約320万者のうち約242万者）。

（備考）令和2年度国税庁統計年報（法人税・消費税）、平成27年国勢調査（総務省）等に基づき推計

インボイス制度の支援措置等

事務負担軽減？
補助金も？

インボイス制度、 支援措置があるって本当!?

税負担軽減?



本当です! そのための税制改正(案)が閣議決定されています。
また、令和4年度補正予算で各種補助金が拡充されました。

免税事業者から課税事業者になる方へ

納税額が売上税額の2割に軽減?

インボイスの登録で補助金が50万円上乘せ?

登録申請、4月以降でも大丈夫?

既に課税事業者の方も

会計ソフトに補助金?

少額取引はインボイス不要って?

少額な値引き・返品は対応不要?

小規模事業者向け 納税額が売上税額の2割に軽減?

免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、
売上税額の2割を納税額とすることが出来ます!

対象になる方 免税事業者からインボイス発行事業者になった方(2年前(基準期間)の課税売上が1000万円以下等の要件を満たす方)

対象となる期間 令和5年10月1日～令和8年9月30日を含む課税期間
※個人事業者は、令和5年10～12月の申告から令和8年分の申告まで対象

売上・収入を把握するだけで申告でき、経費等の集計は不要! 事前の届出も不要!

事例 売上700万円(税額70万円) ※サービス業
経費150万円(税額15万円)

計算方法	納税額	特例
実額計算の場合	70万円 - 15万円 = 55万円	55万円
簡易課税の場合	70万円 - 35万円* = 35万円	35万円
特例の場合	70万円 × 2割 = 14万円	14万円

*70万円×50% (サービス業のみなし仕入率)

消費税の申告を行うためには、通常、経費等の集計やインボイスの保存などが必要となりますが、この特例を適用すれば、所得税・法人税の申告で必要となる売上・収入を税率毎(8%・10%)に把握するだけで、簡単に申告書が作成できるようになります!

また、事前の届出も不要で、申告時に適用するかどうかの選択が可能です!

補助金の拡充や事務負担の軽減措置は裏面へ

財務省

小規模事業者向け インボイスの登録で補助金が50万円上乘せ?

持続化補助金について、免税事業者がインボイス発行事業者に登録した場合、補助上限額が一律50万円加算されます!

対象 小規模事業者
補助上限 50～200万円(補助率2/3以内) ※一部の類型は3/4以内
▶ **100～250万円**(インボイス発行事業者の登録で50万円プラス)
補助対象 税理士相談費用、機械装置導入、広報費、展示会出展費、開発費、委託費等



中小事業者向け 会計ソフトに補助金?

IT導入補助金(中小企業)について、安価な会計ソフトも対象となるよう、補助下限額が撤廃されました!

対象 中小企業・小規模事業者等
補助額 ITツール ～50万円(補助率3/4以内)、50～350万円(補助率2/3以内) ※下限額を撤廃
PC・タブレット等 ～10万円(補助率1/2以内) レジ・券売機等 ～20万円(補助率1/2以内)
補助対象 ソフトウェア購入費、クラウド利用費(最大2年分)、ハードウェア購入費等



中小事業者向け 少額取引はインボイス不要って?

1万円未満の課税仕入れ(経費等)について、インボイスの保存がなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除ができるようになります!

対象になる方 2年前(基準期間)の課税売上が1億円以下または1年前の上半年(個人は1～6月)の課税売上が5千万円以下の方
対象となる期間 令和5年10月1日～令和11年9月30日



すべての方が対象 少額な値引き・返品は対応不要?

1万円未満の値引きや返品等について、返還インボイスを交付する必要がなくなります!
振込手数料分を値引処理する場合も対象です!

対象になる方 すべての方
対象となる期間 適用期限はありません。



すべての方が対象 登録申請、4月以降でも大丈夫?



大丈夫です!4月以降の申請でも制度開始時に登録が可能です!

詳しくはこちらまで

税制改正案の内容



持続化補助金



IT導入補助金



インボイス制度特設サイト



■ その他インボイス制度の一般的な質問やご相談は、インボイスコールセンターまで

☎ 0120-205-553

フリーダイヤル(無料)

受付時間 9:00から17:00(土日祝除く)

※個別相談は、所轄の税務署への事前予約をお願いします。

デジタルインボイスの普及・定着に向けた取組

- ▶ グローバルな標準仕様であるPeppol^(注)に対応したデジタルインボイスの活用によって、売主・買主間の請求書等のやり取りがデータ化されることで、仕訳入力や仕入税密算等の計算等が自動化され、作業負担が大幅に削減可能。
- ▶ これにより、正確性・真正性の向上、帳簿書類の電子的保存による管理・検索の容易化等のほか、海外取引への対応にも寄与。
- ▶ 更には、バックオフィス業務全体の効率化につながり、企業の更なる成長も期待できる。
- ▶ デジタルインボイスに対応するためのハード・ソフト等の導入費用等については、IT導入補助金により支援。
- ▶ 国税庁においても、デジタル庁、中企庁等と連携して、デジタルインボイスを含めたインボイス制度の普及・定着を推進。

(注)「Peppol」(Pan European Public Procurement Online)：電子文書をネットワーク上でやり取りするための「文書仕様」・「運用ルール」・「ネットワーク」のグローバルな標準仕様

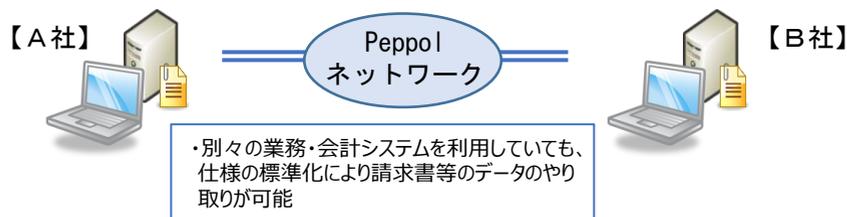
(参考) デジタル社会の実現に向けた重点計画 (令和4年6月7日閣議決定) (抜粋)

請求については、(国際的な標準仕様に対応し)標準化された電子インボイス(デジタルインボイス)の普及・定着によりバックオフィス業務の効率化を実現するとともに、請求も含めた取引全体のデジタル化による新たな価値の創造や更なる成長につなげていけるよう、関係する事業者団体とともに、引き続き、必要な対応を行う。また、令和5年10月の消費税のインボイス制度への移行を見据え、対応するソフトウェアや新たなサービス・商品等の開発を促し、関係省庁と連携の上、中小企業のデジタル化支援の一環として、その普及支援策を講じる。

○ 電子インボイスの標準化

▶ デジタル庁が、デジタルインボイス推進協議会(EIPA^(注))と連携し、日本の電子インボイスの標準仕様「JP PINT」を公表

▶ 会計・業務システムベンダーが具体的なサービス・プロダクトを開発中



(注) EIPA：標準化され、構造化された電子インボイスを前提に最適化された業務プロセスの構築を目指すべく、令和2年に会計・業務システムベンダーが中心となり設立(正会員189社)。

EIPA デジタルインボイス推進協議会
E-Invoice Promotion Association

○ IT導入補助金(中小企業庁)

- ▶ 生産性の向上やインボイス制度への対応を見据えた企業間取引のデジタル化を強力に推進するため、会計ソフト・受発注システム等のITツールやPC・レジ等のハードウェアを導入する中小企業・小規模事業者等に対し「デジタル化基盤導入枠」を設けて、「通常枠^(注)」よりも補助率を引き上げて優先的に支援

申請類型	補助項目	補助額		補助率	補助対象経費
基盤導入類型	ITツール ・ソフトウェア ・オプション ・役務	~350万円	内、~50万円	3/4以内	・ソフトウェア購入費 ・クラウド利用料(最大2年分) ・導入関連費 ・ハードウェア購入費
			内、50万円~350万円	2/3以内	
	PC、タブレット等	~10万円	1/2以内		
	レジ・券売機等	~20万円	1/2以内		

(注) 通常枠の補助金

申請類型	補助額		補助率	補助対象経費
通常枠	A類	5万円~150万円	1/2以内	・ソフトウェア購入費 ・クラウド利用料(最大2年分) ・導入関連費
	B類	150万円~450万円		

- これまでの経験から
- 財政の現状
- 税務行政の現状
 - 1 確定申告等と税務手続の電子化
 - 2 インボイス制度（令和5年10月～）
- **税務行政のDX**（デジタル・トランスフォーメーション）
- 酒類行政の振興

税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し

(基本的な指針)

利用者目線の徹底

万全なセキュリティの確保

業務改革 (BPR)の徹底

税務行政の将来像2.0*

ICT社会への
的確な対応

税務手続の
抜本的な
デジタル化



あらゆる税務手続
が税務署に行かず
にできる社会



納税者の利便性の向上
(スムーズ・スピーディ)



申告・申請等の簡便化

自己情報のオンライン確認

チャットボットの充実等

プッシュ型の情報配信

課税・徴収の効率化・高度化
(インテリジェント)

申告内容の自動チェック

AI・データ分析の活用

照会等のオンライン化

Web会議システム等の活用

重点課題への
的確な取組

租税回避への対応

富裕層に対する
適正課税の確保

消費税不正還付
等への対応

大口・悪質事案
への対応

(インフラ整備)

システム高度化と人材育成

内部事務の集約処理

関係機関との連携・協調

※平成29年に公表した「税務行政の将来像」について、経済社会の変化やデジタル技術の進展等を踏まえ、アップデートしたものの。

納税者の利便性の向上

「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指す

税務署に行く理由
(主なもの)

確定申告
(納付・還付)

申請・届出

特例適用状況
の確認

納税証明書
の入手

相談

税務署に行かなくてもできるようにするために実現を目指す仕組み

申告・申請等の簡便化

- 必要なデータを自動反映
- 納付、還付は登録済口座を利用
- 手続自体の要否を見直し
- 入力項目は最少限に

数回のクリック・
タップで完了

自己情報のオンライン確認

マイナポータルや
e-Taxのアカウント画面で
特例適用や納税の状況を確認

チャットボット*の充実等

プッシュ型の情報配信

あなたの情報 

所得税等に関する事項	
所得税申告区分	青色
〇〇特例	適用なし

[〇〇特例の適用を届け出る](#)

納税の状況 (〇月〇日時点)
未納税額はありません

[納税状況データのダウンロード](#)

還付金は
3,000円です。

(あなたの所得)
給与 2,400,000円
年金 600,000円
(所得控除)
生命保険料 120,000円

もっと見る

(振込先)
 登録済口座 その他

上記内容を確認の上、申告

税務相談
チャットボット

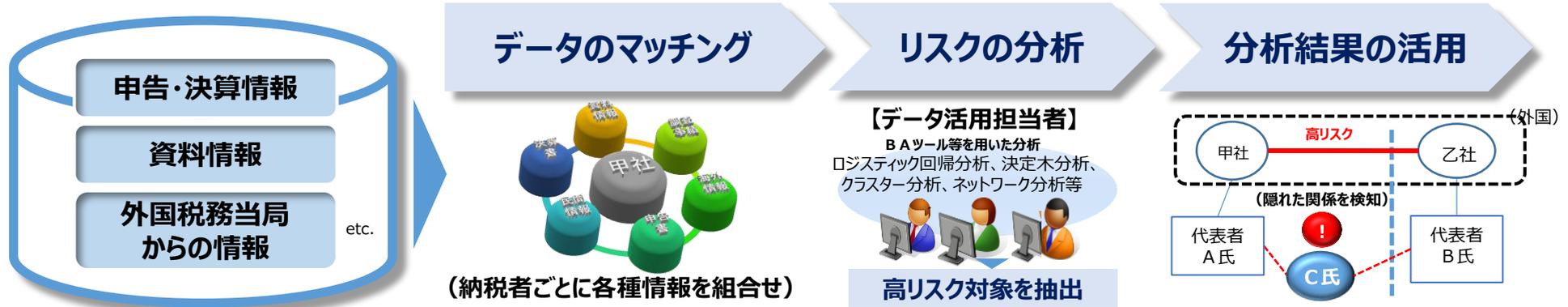
土地を売った

土地や建物を売却した場合は、
確定申告が必要
となる場合があります。具体的
には ...
(入力欄)

* 質問内容を入力するとAIを活用して自動で回答を表示するサービス

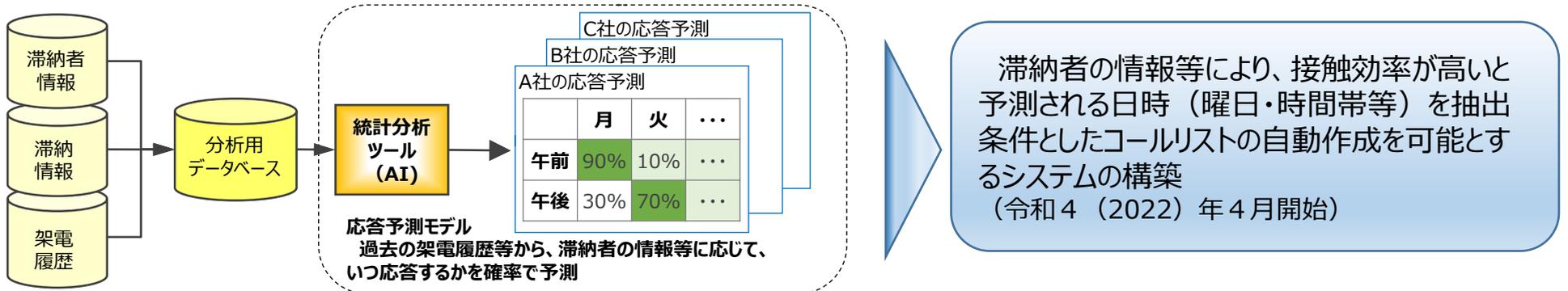
課税・徴収の効率化・高度化

○ 申告内容や調査事績、資料等の情報のほか、民間情報機関や外国政府から入手する情報など、膨大な情報リソースを、BAツール※等を用いて加工・分析を行い、有機的なつながりやデータ間の関連性を把握することにより、高リスク対象を抽出。



※BA (Business Analytics) ツール：統計学や機械学習等の技術を用いてデータ分析を行うツール

○ 滞納者の情報（規模・業種等）や過去の架電履歴等を分析して応答予測モデルを構築。応答予測に基づき作成した効果的なコールリストにより、接触効率の向上を図ることで電話催告事務を効率化・高度化。



国際的な課税・徴収逃れへの対応①

(CRSによる情報交換の対象国及び情報授受件数)

(令和4年7月～令和4年12月)

欧州・NIS諸国 (45)					
アイスランド	(英)ジブラルタル	ギリシャ	チェコ	フランス	リトアニア
アイルランド	(英)ジャージー	クロアチア	デンマーク	ブルガリア	リヒテンシュタイン
アゼルバイジャン	(英)マン島	サンマリノ	(T)グリーンランド	ベルギー	ルーマニア
アルバニア	エストニア	スイス	(T)フェロー諸島	ポーランド	ルクセンブルク
アンドラ	オーストリア	スウェーデン	ドイツ	ポルトガル	ロシア
イタリア	オランダ	スペイン	ノルウェー	マルタ	
英国	カザフスタン	スロバキア	ハンガリー	モナコ	
(英)ガーンジー	キプロス	スロベニア	フィンランド	ラトビア	

北米・中南米 (30)
アルゼンチン
アンティグア・バーブーダ
ウルグアイ
(英)アンギラ
(英)英領バージン諸島
(英)ケイマン諸島
(英)ターコス・カイコス諸島
(英)バミューダ
(英)モンセラット
エクアドル
カナダ
グレナダ
コスタリカ
コロンビア
ジャマイカ
セントクリストファー・ネーヴィス
セントビンセント及びグレナディーン諸島
セントルシア
チリ
ドミニカ国
パナマ
バハマ
バルバドス
ブラジル
ペリズ
ペルー
メキシコ
(蘭)アルバ
(蘭)キュラソー
(蘭)セントマーティン

欧州・NIS諸国

受領: 292,997 (42)
提供: 77,302 (39)

中東・アフリカ

受領: 280,433 (13)
提供: 7,311 (8)

中東・アフリカ (14)

アラブ首長国連邦
イスラエル
オマーン
カタール
ガーナ
クウェート
サウジアラビア
セーシェル
トルコ
ナイジェリア
バーレーン
南アフリカ共和国
モーリシャス
レバノン

アジア・大洋州 (20)

インド	サモア	中華人民共和国	ニューージーランド	ブルネイ・ダルサラーム
インドネシア	シンガポール	(中)香港	パキスタン	マーシャル諸島
オーストラリア	大韓民国	(中)マカオ	バヌアツ	マレーシア
クック諸島	台湾	ナウル	(仏)ニューカレドニア	モルディブ

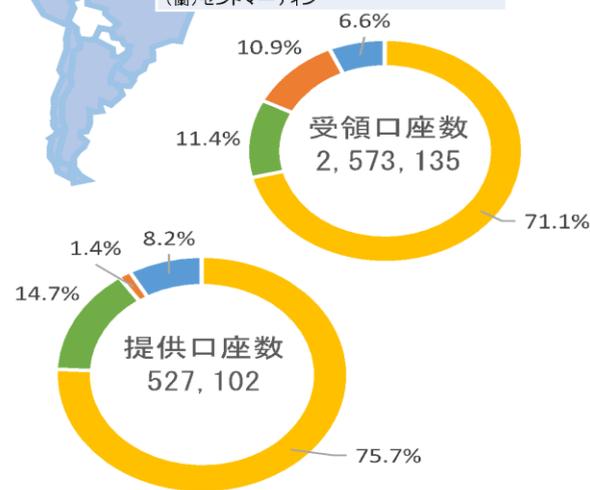
(注) エリア表示欄の赤字は交換実施可能国・地域数、「受領」「提供」欄の括弧書は交換実施国・地域数を示す。

北米・中南米

受領: 169,486 (22)
提供: 43,269 (16)

アジア・大洋州

受領: 1,830,219 (18)
提供: 399,220 (13)



各国税務当局が、自国に所在する金融機関等から、非居住者が保有する金融口座に関する情報の報告を受け、その非居住者の居住地国の税務当局に対して提供するもの。租税条約等の情報交換規定に基づき、国際基準であるCRS (Common Reporting Standard) に従って実施される。